

# ニュースレター

第 12 号

平成19年(2007)

6月20日発行

本誌10号でお知らせした「行動援護従業者養成中央セミナー」の開催は、平成十九年七月二日(月)・三日(火)・四日(水)、JR高崎駅に隣接するホテルメトロポリタン高崎で行うことになりました。

募集対象としては、各県で行われる行動援護の養成研修の実施に当たり中核を担う立場の方となります。各都道府県の人数枠は原則二人を基本としました。

三日間の研修中、講義については、行動援護テキスト編集委員会が作成したテキストを活用します。

一日目は、講義が中心となります。川崎医療福祉大学の岡田喜篤学長は、テキストの第一章「人間理解と障害理解」をお書きいただいたておりますので、この内容での講義をいただく予定です。

また「行動援護の基本」として、障害福祉の理念を軸に利用対象となる方の対応の基礎理解を図ります。

さらに行動援護の技術として支援を必要とされる方の障害特性について行動障害のあ

る方の状況を疑似体験するキヤップハンディ(※(注)を参照)を実施したり、本人像をDVDにまとめた映像情報を提供し、体験や視覚情報による演習も行います。

二日目は、基礎演習です。外出を想定した事前の段取りや、外出支援計画の立て方など、グループワークを活用した演習です。ここでもDVDを活用して支援の実践面での課題を共有しながら進める予定です。

三日目は、グループ演習を行います。内容はグループワークによる事例分析です。あらかじめ用意された事例に対して、グループの参加者がそれぞれの経験に基づき、意見交換を行いシートにまとめていきます。

昨年の中央研修は、初めての試みであったのにも関わらず、準備期間が二カ月足らずという厳しい環境でした。今年には昨年よりはゆとりがあるはずですが、二回目ゆえの難

しさも感じているところで

そもそもこの研修は、行動援護の事業要件緩和措置として設けられております。当面の経過措置です。サービステクニシャンが五年、ヘルパーが二年と、行動援護の支援の質を高めるために、関わる支援者の専門性が維持されるよう、報酬単価とともに高く設定されているところですが、制度としての歴史が浅く、このハードルがなかなか越えら

れないため、各地域で設置が思うように進まずにいます。昨年は中央研修でもこの事情を重く受け止め、一般の事業者にも受講していただけるよう配慮しました。そのために、講義内容は事業者養成の視点が強く出てしまいました。

今年については、中央研修としての位置づけを明確にし、受講生が行動援護の基本理解を深めるだけでなく、各都道府県において中核を担う立場の者として研修を企画・

## 行動援護従業者養成中央セミナー

### 開催予定

立案し、実行する際にすぐに役立つようなプログラム内容となるよう、今回の研修を組み立てようと考えています。特に支援内容の質の向上に実効性のある演習については、最後のまとめ方が大切と考え、知識と経験と意欲のある方を全国から選抜し演習のインストラクターになっていた

行動援護は事業としてはまだ未成熟な段階です。この中央研修から始まる仕組みが、各地域で行動援護の支援の質と量を確保する上で一助となり、障害のある方の地域生活がより充実したものとなるよう取り組んでまいります。

(上席調査役 田中 正博)

(注) キヤップハンディ(キヤップハンディ活動)とは「キヤップハンディ」とは「ハンディキャップ」(不利な条件・社会的不利・障がい)

という言葉の前後を入れ替えたもので、「立場を入れ替えて考えてほしい」という願いが込められてつくられた造語。ハンディキャップのある人たちの立場に立つことで、気づいた事・感じた事・そして考えた事を大切に、ハンディのある人たちを正しく理解するための活動のことをさす。

# 個別支援計画の策定

## 新個別支援計画の概要

平成十七年十一月に障害者自立支援法が制定、平成十八年十月同法の下、新事業体系が施行され、当法人もこの新しい仕組みを取り入れた事業を実施していくこととなりましたが、この中の一つにサービスの質の確保というものが

あります。  
このサービスの質の確保には、サービス提供に係る責任の明確化と、個別支援計画の策定を義務化して、利用者ごとに個別支援計画に基づき一定期間で評価・見直しを行い、利用者中心の支援を行うということと、その規模に応じてサービス管理責任者を一定の割合で置くということが含まれています。

新たな仕組みに対応していくための一歩として、当法人でも二十九人のサービス管理責任者を配置しました。また、平成十五年の支援費制度時に策定した個別支援計画書を見直し、改定を行うために、当施設内に「サービス調整担当責任者会議（仮称）」（現、サービス管理調整会議）を設け、従来の個別支援計画書（生活介護対象者用）への見直しと改定、さらに、自立訓練（生活訓練）対象者用の個別支援

計画書の策定を協議し、新しい仕組みに合った個別支援計画書を作成しました。

作成にあたっては、既に使っていたプロフィール表やアセスメントについては、若干の修正にとどめそのまま使用していくこととしました。これは、平成十五年の支援費制度にもなつて作成されたアセスメントが、重度の知的障害のある方にも十分に対応できるものとして作られているため、大きな変更は必要ないということと、アセスメントに従来入っていた行動障害の領域を除くだけの最小限の変更にとどめました。

その結果、①日常生活（ADL）②健康・安全③社会性④社会生活技能⑤コミュニケーション⑥日中活動⑦社会参加・移動、の七つの領域で、合計三十二項目のアセスメントとなっています。

このアセスメントを基にして、それぞれの領域で生活上の支援のねらい（課題）をキーワードとして整理し、さらに必要とされる支援を具体的に記入していく個別支援計画書となっています。

その支援目標の中から、年度ごとに特に重点的に支援を

行う目標について中間評価をし、その支援の進捗状況や、支援が妥当であるかどうかのモニタリングを行うように中間評価表を付け加え、達成状況、その評価、今後の対応などについての分析や方針の再検討を行い、それらが年度まとめの評価へとつながっていきます。

また、一日の支援プログラム、週間支援プログラム、月間・年間の予定等もそれぞれ記入し、一目で支援の流れや留意すべきこと、および予定がわかるようにまとめてあります。

以上は生活介護の方が対象の書式ですが、自立訓練（生活訓練）対象者用の書式も、概ね生活介護の対象者用の書式と同様となっています。ただし、自立訓練については、利用期間が二年間、長くても三年間という有期限なので、目標達成期間は、一年ないし二年とし、その間に中間評価、さらに支援開始から中間評価の間に前期評価を入れ、個別支援の目標や支援内容のチェックがさらに細かく行える様になっていきます。また、主に通所利用者の方が対象となっているため、本人および保護

者の方の要望や意向なども記入し、より細かなニーズにそつた支援計画書となるように作成しました。

◇ ◇ ◇  
個別支援計画書の概要については以上ですが、計画書にどのように支援目標や支援内容、評価を書き込んでいくのかも重要なことです。

本人のエンパワーメントを引き出す視点と、その人にどれだけの支援が必要でその必要な支援が目標どおり行えるかという、二つの視点に立った支援目標の設定と、どのような状況で、どのような活動をどれだけ行うのかといった具体性を含んだ内容となるよう、サービス管理責任者を通してサービス提供職員に認識してもらい、計画書の作成に取り組みました。

のぞみの園の個別支援計画についてのご照会や、様式をご希望の方は、電話（027-320-11562）または、メール（kubo-t@nozomi.go.jp）あて、ご連絡をお願いいたします。

（事業調整部）  
サービス調整係長

久保 常敏

# 援助・助言としての相談

## 平成18年度の件数と内容

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（以下、「のぞみの園法」とい）に基づき、「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図る」ことを目的に設立された当法人の業務として、のぞみの園法第十一条第四項に「知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて行う援助及び助言を行うこと」とが明記されています。

平成十五年十月一日の法人設立時から、相談業務については、各都府県ごとに受付を行ってまいりましたが、平成十八年十月一日に障害者自立支援法に基づく新事業体系が施行され、新しい障害福祉サービスへの移行に伴い、総合施設において実施する諸事業（サービス）を総合的に調整するための事業調整部が新設されたことにより、同部の所管業

務として、「調整」をサービス調整室、「結果のとりまとめ」を地域相談支援センターにおいて行うこととしました。

◇ ◇ ◇

平成十八年度に集計した「相談及び指導・助言受付票」を分類すると次のような結果です。集計については、平成十八年十一月十三日から集計を開始し、平成十八年四月一日までさかのぼって集計しました。相談者の地域については、「高崎市内三十八人」「群馬県内二十一人」「群馬県外四十一人」不明一人の合計百一人になります。「群馬県外」からの問い合わせは全国二十四都府県に及び、問い合わせの多かったのは、東京都五件、広島県四件、千葉県三件、埼玉県三件です。相談者の所属等については、「知的障害者関係施設三十件」「障害者支援施設（身体・精神の施設）」「都道府県・指定都市職員五件」「市町村職員八件」「公的相談機関（知的障害者更生相

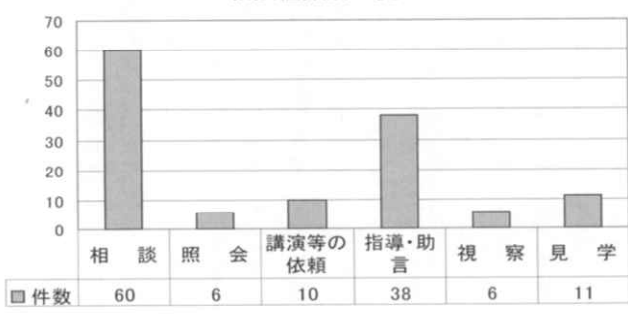
談所・児童相談所）」「私的相談機関」「居室サービス関係事業者三件、個人（障害者、障害者の家族等、その他）三十六件」「その他十七件」でした。

相談等の種類については、「相談六十件」「照会六件」「講演等の依頼十件」「指導・助言三十八件」「視察六件」「見学十一件」でした。

なお、一回の相談につき複数の相談内容や対応内容が含まれるため、合計は百三十一件となりました。

相談内容の分類の具体的な内容については、以下のとおりでした。

相談種類別一覧



### 1. 事業展開に関すること

【三十件】

①障害者自立支援法に伴う新事業体系移行について（運営・個別支援計画・利用契約等の状況）②今後の事業展開について（就労移行支援・就労継続支援事業の展開）③通所Ⅱ班（旧デイサービス）の利用について④当法人への入所について⑤利用契約解除後の通所Ⅱ班の再利用（再通所）について

### 2. 支援の方法に関すること

【二十八件】

①新体系移行後の支援内容について（日中活動・地域生活の状況）②個別支援計画策定に関する利用者個々の支援内容・支援程度の把握方法について③現在及び今後の家庭での支援について④障害の重い方や自閉症の方等に対する支援について⑤パニックに陥り町内を歩いている知的障害者の支援について⑥子どもの発達の違いについて

### 3. 養成研修に関すること

【九件】

①行動援護従業者研修に関するDVD及びテキストについて②就労や生産活動に関すること

### 4. 健康・医療に関すること

【十二件】

①就職先を探してほしい②養護学校生の実習受入について③理容師の紹介について④収穫した果物の販売について

### 5. その他

【十一件】

①利用者負担について（利用料金・利用者の自己負担・個人減免・個人の負担上限・特定給付の額の算定等）②利用契約について（利用契約書の作成・利用者負担とする経費の範囲・利用者負担方式の変更に関する保護者への説明方法）③個別支援計画書の作成方法について④障害者自立支援法の施行状況や障害程度区分等について⑤サービス管理責任者の業務について⑥行動援護研修の都道府県に於ける開催方法について⑦高崎市在住の障害者のサービス利用計画作成依頼について⑧障害者自立支援法の講演依頼について⑨日中一時支援事業について

（地域相談支援センター室長 田中 正博）

## 地域への障害医療支援

# 当法人診療所の心理外来

福祉の流れは、障害者が地域で自立して生活できるよう大きく変化しています。障害医療の分野でも地域医療サービスといった新しい流れを見せ、国では発達障害への医学的対応の充実として「子どもの心の診療医の養成方法」について検討が行われています。また、臨床心理士と連携した早期発見・早期介入による医療支援（AFD等）の積極的な流れも出てきています。国立施設の当法人は地域への医療支援として、地域に住む重い知的障害や自閉症の方を中心に、待たずに安心して受けられる臨床心理士の心理外来を平成十四年一月より開始しました。二人の臨床心理士が心理アセスメントやサイコセラピーを発達の可能性を求めて行っています。精神科をはじめ、内科、神経科の医学診断（MRI等）から精査して、心理支援を総合的に行うチーム医療が当診療所の

特徴です。外来を開始して五年が経過し、年間八百五十人の利用者が東京都をはじめとする関東圏、静岡県、長野県等から通っています。心理外来の支援内容は、①心理相談②心理アセスメント③サイコセラピー④療育支援です。

### 地域からの心理相談

精神科・内科を中心とした医師からのオーダーを受けて、保険診療による心理外来を障害医療のスタッフと連携して行っています。午前は当法人の入所利用者に心理支援を行い、午後は地域の利用者により予約制で心理外来を行っています。相談内容は、行動障害と発達障害が最も多く、続いて就学・就労や社会的スキルの問題が多く、年間四百五十件に及ぶ相談が寄せられています。利用者は幼児一〇割、小中学生五〇割、成人四〇割ですが、当法人は、国で唯一の重度の総合施設なので、重

い障害の人たちがほとんどです。受診の問合せは利用者からの照会が最も多く、また、県関係では、児童相談所、県立養護学校、心身障害者福祉センター等で、市町村関係では、保健福祉関係、市立養護学校、保育所等で、その他としては、一般病院、支援ステーション、学童クラブ等です。

### 継続的な発達支援プログラム

利用者一人ひとりの障害の状態や心のはたらきを丁寧に調べています。どこを伸ばしたら良いか、何を支援したら良いかを知るために特別に工夫した検査を行っています。提供した心理アセスメント書（A4判七枚）を、保護者は学校等の療育場面で活用しています。また、幼児期から成人までのライフステージを考えた発達支援プログラムを継続的に提供しています。

### 早期発見・早期介入

重い障害の場合、緊張が高まらないように配慮して、一人ひとりに合ったサイコセラピーを行い、行動障害の改善に努めています。具体的には、早期介入積極療法（ABAA等）、ヒーリング法、表現療

法、ことばの学習療法、カウンセリング等障害の多様性に応じて組合せています。最新の技法として、二歳児から早期介入積極療法を行い、行動障害の改善やコミュニケーションができることばの発達に効果をあげています。また、不安や悩みを抱える保護者に家庭でできる親子のペアトレーニングを行い、楽しい家族の交流が生まれてきたと喜ばれています。

### 地域と連携した療育支援

地域の保護者、教師、支援員等からの要請を受けて、地域との包括的な支援を行うために、医師と臨床心理士がケースカンファレンスに参加しています。情報の共有化と療育の連携のために、望ましい

地域のネットワークが得られています。

また、体系的に基礎から療育の知識が得られるように各種テキストを作成して、保護者を対象にした「心理外来学習会」を年九回開催し、年間四百人が参加しています。専門職への研修指導を臨床心理士や教師、保健師、看護師等を対象に行い、情報提供として、養護学校のPTA、支援ステーション、保育所等からの依頼を受けて心理的療育支援の講演を行っています。

### これからの心のケア

目に見えない心の悩みは、誰もが関心を向けていく面があります。毎日のようにテレビ等で児童虐待、いじめ、働く者のうつ病等の心の問題が報じられていますが、知的障害者一人ひとりを尊重した「心の健康（メンタルヘルス）」への関心も高まってきています。

受診される場合は、電話& FAX（027-320-1362）または、メール（psy@nozomi.go.jp）あしひ連絡ください。

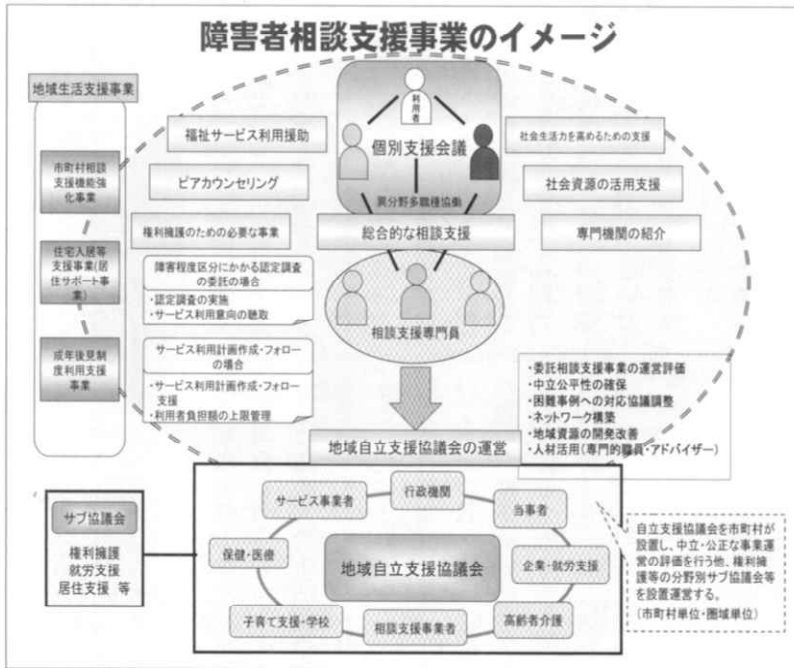
（診療所 臨床心理科長）  
吉田 正守



心理相談室

# 群馬県 における

# 自立支援協議会の展開



相談支援事業のイメージ図

昨年十月より相談支援センターとして機能をはじめたサポートバルやちよが、四月より新たな体制を組み、機能を強化しております。十一月には群馬県から指定相談事業所として位置づけられました。これにより、三月にサービス利用計画作成費の給付を受けた方と契約を結び、福祉サービスを利用する際の個別支援計画をたて、利用について見通しを立てていただながらサービス利用に向けて事業所

との調整を行っています。現在二人の方と契約をしています。また、四月からは地域で相談業務の経験がある方を専任の職員として迎え、現在三人の相談員（うち二人が相談支援専門員）と一人の事務員の体制となりました。指定相談事業所の事業活動エリアの高崎市から、この四月より委託相談事業者となりました。これにより市から依頼があれば障害程度区分の認定調査を行

いますが、今のところ要請はありません。現在におけるサポートバルやちよの主たる事業は、福祉サービスの利用援助として、相談に応じて個別支援計画を立て、必要に応じて事業所との調整をケアマネジメントの手法を活用して行うことです。

この調整を支える機能として自立支援法で新たな仕組みとして用意されるのが自立支援協議会です。事業展開のイメージは図にあるとおりです。基本の機能としては、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉システムの中核を担うために定期的な協議の場とされるものです。イメージされているものだけでも幅広い分野に携わる機能ですから、一朝一夕には築ききれないものではないと見られます。高崎では相談事業者は六カ所、委託されることになりました。現在、自立支援協議会のサブ協議会として、毎週六カ所の事業所が集まるようにし、情報交換をすることで複雑な自立支援法の基礎理解を進めています。

また自立支援協議会は、各都道府県にも用意されること

なっています。群馬県ではすでに設置要項を定めて、各市町村の自立支援協議会充実に向けてのバックアップとして、アドバイザーを設置するなどの方法で取り組みははじめています。ここでは、相談事業者やサービス管理責任者を育成する研修のあり方についても検討します。会議の構成としては、年二回の全体会議、年四回の運営会議を実務者レベルで行い、県内五カ所に配備されている県民局をエリアとする連絡会議を年三回とします。これらの仕組み全体に関わる者を特別アドバイザーとして位置づけることになり、東洋大学の小沢温先生と筆者が請けることになりました。

◆ ◆ ◆

障害者自立支援法は、障害があっても暮らしやすい環境のもとで住みよいまちづくりをめざしています。その方向性を住民として確認してゆく場が自立支援協議会です。当法人としては相談事業を通してその一翼を担ってまいります。

（地域相談支援センター室長  
田中 正博）

# のぞみの園における地域生活移行

当法人においては、平成十八年度十四人が地域移行し、これまでに二十五人の方が新しい生活をスタートさせています。また、今年三月には、群馬県出身者を対象とした、のぞみの園直営のケアホーム「おおいし」を開設し、生き生きとした生活を過ごしていただいております。



ケアホームおおいし

さらに、地域移行については約三十人の方から同意を得ており、一人ひとりに合わせた生活環境を整え、のぞみの園での生活より幸せになり、よりふつうのくらしができるよう、ていねいに準備を進めています。

さて、のぞみの園の利用者は現在、在籍年数三十年以上が七九・三割、年齢五十才以上が八三・六割となっております。ご家族の皆さんからは、高齢で重度知的障害であることから地域という新しい環境にはなじまないのではないだろうかという不安がよく寄せられています。

確かに利用者の皆さんは、長期間にわたり施設内の集団生活を行ってきたことから、今すぐに地域に移ることは難しいと思われまます。のぞみの園の地域移行の取り組みとしては、本人の健康状態を整えながら、施設内の生活体験ホームにおいて、個室での静かな生活、少人数による和気あいあいとした生活、テレビを見ながらゆつくりとした食事や毎日の入浴、決められたものでない自分なりの余暇活動を体験していただき、その中で利用者本人の状況に合わせて

必要な身体介助などのサービス内容を明らかにします。次に施設外の生活体験ホームでは、街の中でのこぢんまりとした住まいのもと、自動販売機の活用、日常的なスーパー等での買い物、交通機関の利用、横断歩道利用などによる自動車への危険認知、ご近所の付き合いなど一般社会

生活体験を行います。施設内の生活からもう一歩進んだふつうの暮らしを体験していただきます。

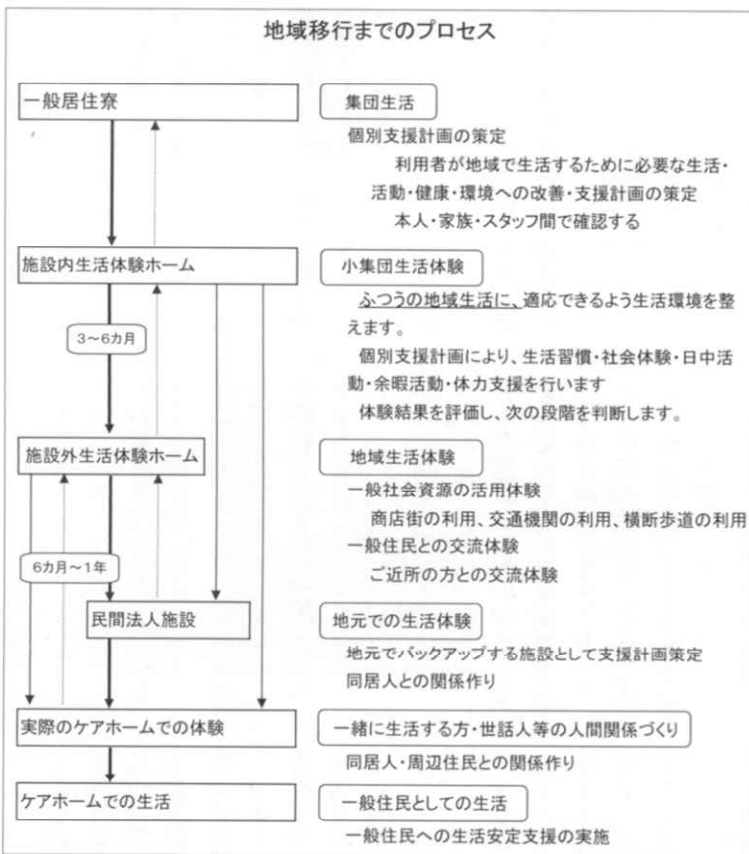
また、地域生活の移行先も本人にとって本当に十分なサービスの福祉担当者や施設関係者と十分な打ち合わせを行い、さらに地域生活・地元の施設

生活体験などをした上で移行することを原則としています。ただ、生活体験ホームでの生活が即地域移行につながるものではありません。

あくまで不安が取り除かれた場合や本人が望んだ場合の結果です。小グループでの、静かな、よりふつうの暮らしの体験をより多くの利用者にと体験していただければと思います。

また、地域移行においてご家族皆さんに負担がかかるようなことがないように最善の努力をさせていただきますし、もし地域生活が困難になった場合には、のぞみの園に戻ることにも可能です。

## 地域移行までのプロセス



（地域支援部長  
小野 隆一）

# 農業支援棟(稲草ハウス)の開設

## 施設設備と収穫状況等

「しいたけで、もっと給料がもらいたいなあ」

その利用者の声から始まったのが農業支援棟(稲草ハウス)造りです。

のぞみの園の利用者状況については、特にここ数年は高齢化による身体的機能の低下が顕著となってきました。そのため、体力的・精神的に過度の負担がかからないような日中活動を行っていくことになってきたこともあり、農芸班の活動についても「楽しく」作業を行うことが大きな目的でした。

そのような中で、はたして新事業として、しいたけ作業が受け入れてもらえるのか、半信半疑の内に話しが進み始めましたが、農園グループでは「願いは、思い続ければきっと実現する」の合言葉を信じ、一歩を踏み出しました。

幸いにも、役員皆の努力のかいあり、のぞみの園の平成十八年度予算の中に、農芸支援棟新設が組み込まれることになりました。



新しいたけ栽培棟起動式風景

早速利用者の方々に報告すると、予想どおりなのか、予想以上なのか、目を輝かせて「頑張るぞ」「楽しみだ」とやる気満々の顔ばかりでした。

工事が始まると、現物が実のものとなってきました。工事の進み具合を見ながら、「あそこで菌床をつくるんだ」「あれが発生ハウスだ」「立派な建物がいっぱいだ」と毎日楽しみにしていました。

そして、平成十八年十二月末農芸支援棟が完成しました。農芸支援棟は次のような設備で成っています。

- ・既存の作業棟改修(使いやすイトイレ、広い休憩室)

- ・菌床製造棟(時間短縮の高压消毒釜、雑菌の心配がない接種室)
- ・培養ハウス(空調設備完備)
- ・発生ハウス二棟(空調設備完備)
- ・オガ置き場

平成十九年一月十一日、理事長をはじめとした役員員の参加により、起動式を執り行いました。参列した利用者の方々からも、緊張とともに「頑張るぞ」という決意が一人ひとりに感じられました。

一月十五日より本格的な作業を開始しました。しいたけ作業工程の概略は次のとおりです。

- ①オガ粉に栄養体と水を混ぜ合わせ袋詰めをする。
  - ②袋詰めした培地を殺菌する。
  - ③殺菌した培地にしいたけ菌を接種する。
  - ④培養ハウスでしいたけ菌を培養させ、熟成させる(約三カ月間)。
- すると、そこから(菌床)しいたけが出てきます。それを、収穫、パック詰めし、販売するのです。
- ◇ ◇ ◇ ◇ ◇
- 現在、一月に作った菌床か

らしいたけが始めました。これからがとて忙しくなりますが、新しい支援棟に目を輝かせてやる気をみせていた利用者の気持ちを大切にしながら、「しいたけで、もっと

## ひろくちメモ

### 「ぐるりん」

「おらほうの街」高崎には、中型で、マンガの絵柄も入って、若草色や黄色やピンク色とでメルヘンチックに化粧して、街中を縦横無尽に走っている市内循環バスがあります。その名も「ぐるりん」。「ぐるりん」は、十一系統。平成の合併で、軽井沢の近くや榛名山の山麓や埼玉との県境まで出張っています。

その「ぐるりん」、平成十五年度までは、当法人の正門前のおよそ二〇〇席のところ、二

給料がもらいたい」という、利用者の声を実現できるように、一緒に頑張っていきたいと思えます。

(活動支援部 就労支援係  
主査 福本 安雄)



股路を左の方にフックして、下の道をぐるりと迂回して出発点の駅前に向かってウターンしてました。したがって、当法人は「その利便性」の恩恵に預かっておらず、当法人施設内への乗り入れが念願でした。その念願も、独立行政法人になって半年後の十六年四月に、関係者の尽力で実現。これにより、新幹線の改札口から当法人の管理棟まで約三十分(ちなみに、タクシーでは約十三分)で、到着可能となりました。乗り入れ式(運転手さんへの花束贈呈と写真撮影)が、まるで昨日のことのように思えます。地域住民の方々や知的障害の方々との交流が本格的に始まった象徴的な出来事と、筆者は勝手に位置づけています。

前置きが長くなりましたが、その「ぐるりん」で、市内に昨年度開設した当法人施設のアホーム「おおいし」の利用者の四人が、「日中活動」のために「通勤」しています。四人は、県内の出身者で、地域移行したばかり。生活体験で培った乗車技術で、今ではすっかり「通勤姿」も板についています。

(by S.O.)

# 群馬県知的障害者の医療を考える会

## 第9回会議の概要

平成十六年度から三年間にわたる「医療を考える会」にかかる経費については、厚生労働省の研究費をもとに運営してきましたが、今回の会議で最後になります。十九年度以降もこの会議を継続した方がよいという声が多ければ、のぞみの園が負担をしても継続する必要があります。ところが、実際にどのような反応があるのだろうか、読めない部分に多少の危惧を感じながらも淡々とした気持ちで会に臨みました。

県からの出席者は、年度末で内示も近いということも影響して、管理職クラスの出席ができませんでしたが、前回の会議で、群馬県として「受診サポートメモリー」を作成すると明言されたことについては、県作成による最終版を提示してくれました。年

度内の限られた時間のなかで二回ほど検討会を開いたそう  
で、「考える会」の案よりもひと回り大きい保険証サイズで、アコーディオン式で十二ページの本物の群馬県版「受診サポートメモリー」が作成されることになりました。病歴欄が診療記録になったり、メモ欄を新設したり、例示を本文から除いて別刷りの記入例を差し込んだりという変更点はありませんが、関係者の意見をまとめて何よりも実現に至ったことは評価すべきだと思います。

さらに県は、医療機関の待合室などに掲示してもらった「待つことが苦手な人がいます」という標語の入ったポスターまで用意していました。ちなみに、メモリーの表紙は、やはりというか、群馬県のイメージマスコットである「ゆうまちゃん」でした。

メモリーに関連して保護者の方から、受付にメモリーを提出したときに、すぐに状況を理解してもらえよう医療機関で周知してもらいたいという要望がありました。医療側からは、職員一人ひとりに徹底させることは難しく、双方に努力する必要があるという意見や、病院側に問題があったならば投書してほしいという意見までありました。

群馬県医師会と同病院協会のアンケート調査がまとまり、その結果報告をしました。これについては詳しく紹介したので次回に回しますが、自閉症等のコミュニケーション障害のある患者に対する専門的診療、身体疾患に関する診療、医療相談に関して、受診受入OKという医療機関は、県内で少なくとも三百カ所以上の病院・診療所が手を挙げてくれましたので、その貴重な情報を障害者の保護者（支援者）の方々がいつでもアクセスできるように準備し

たいと考えています。ただ、その場合でも、受入OKだから受診したのに、実際には期待していたほどの対応がなされなかったとか、予約時間に行つたのに長く待たされたとかの不満やクレームが生じることが予想されます。そうしたケースについて、医療側、障害者・保護者（支援者）側、行政等の関係者が、お互いを理解し合い、よりよい医療環境を実現するために協議する「場」が必要なのではないかと考えます。

また、会議の過程では、相互の理解や相互の利益という観点から、障害者に対する診療報酬のことが話題になり、歯科では既に障害者加算など障害者を診療したときに報酬がもらえる仕組みがありますが、医科ではまだないという

ことで、保護者側からも診療報酬を上げてくれるよう声を出していただけると両方ハッピーになるのだがという、医療側の発言にみるごとく、群馬県医師会報の二月号では、手をつなぐ育成会、自閉症協会等の五団体の紹介記事が掲載されるなど、相互理解は一歩一歩進んでいるように感じられました。

（理事 網野 豊）

### 編集事務局からお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名称等をFAXやEメール等で事務局あてにご連絡をいただけます。と幸いです。

お忙しい中お手数をおかけして大変恐縮ですが、ご連絡の方をよろしくお願い致します。

#### 【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール [webmaster@nozomi.go.jp](mailto:webmaster@nozomi.go.jp)

#### 【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1322 (企画研究部) FAX 027-320-1368 (直通) Eメール [info\\_center@nozomi.go.jp](mailto:info_center@nozomi.go.jp)

